

2008年11月4日

各 位

会 社 名 シティグループ・インク
(コード番号 8710 東証第一部)
問合せ先 東京都千代田区紀尾井町3番12号
紀尾井町ビル
弁護士 杉本 文秀
(TEL. 03-3511-6133)

米国財務省に対する優先株式250億ドル等の発行について

2008年10月26日、米国財務省が従前発表した金融安定化策資本注入計画(TARP Capital Purchase Program)に参加する当初の9つの機関のうちの1つであるシティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、米国財務省に対し、永久優先株式250億ドル及び普通株式を対象とする新株引受権を発行することについて契約を締結しました。当該取引は、2008年10月28日に決済されました。

発行手取金は全て規制上Tier 1資本として扱われます。本発行を前提とすれば、2008年9月30日時点のシティのTier 1資本比率はプロフォーマ・ベースで約10.4%になっていたこととなります。

証券引受契約書及び本優先株式はシティグループの一定の行動に対する制約を含んでいます。これらの制約は、配当の支払、持分有価証券の償還及び取得、並びに上級執行役員に対する報酬についての制約を含みますが、これらに限りません。

2008年10月27日、シティグループは、新シリーズの株式であるシリーズH 固定配当累積優先株式の指定、権限、優先権及び権利を付与する指定証書を提出しました。当該指定証書は、シティグループの書換基本定款を修正するもので、提出後直ちに効力が発生しました。

以 上